

令和5年第8回 唐津市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年8月7日(月) 午後2時30分～午後3時45分
2. 開催場所 唐津市役所 本庁4階大会議室
3. 出席委員

1 番 山崎正廣	2 番 中山政俊	3 番 平田菊典
4 番 井手創一	5 番 大場將夫	6 番 山口正則
7 番 白津知範	8 番 石川利恵	9 番 曲淵俊之
10 番 古賀由紹	11 番 宮崎太享	12 番 山添 明
13 番 袈裟丸一彦	14 番 河上和則	15 番 宮崎隆広
16 番 能隅良子	17 番 吉田 哲	18 番 堤 正廣
19 番 阿部 太		
4. 欠席委員
なし
5. 議事日程
 - ・議事録署名委員の指名
 - ・議案第40号
農地法第5条の規定による許可申請について
 - ・議案第41号
農地法第3条の規定による許可申請について
 - ・議案第42号
農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	平田 俊夫
農地係長	中田 賢治
農地係主査	橋本 賢明
農地係副主査	槻木 昇平
振興係長	槇田 敏史
振興係主査	山崎 友美
振興係職員	池部 克
浜玉分室職員	前田 美穂
相知分室職員	井上 泰貴
北波多分室職員	吉田 幸司
肥前分室職員	宮崎 将也
鎮西分室職員	佐々木 貴浩
七山分室職員	溝上 俊明

7. 審議の内容

事務局長	定刻になりましたので始めたいと思います。皆様ご起立をお願いいたします。一同、礼。ご着席ください。本日の出席委員は19名全員出席です。定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。それでは会長挨拶をお願いいたします。
山崎正廣会長 (議長)	(会長の挨拶) それではただいまより令和5年第8回唐津市農業委員会総会を開会いたします。なお本日の議事録署名人に、議席番号8番石川利恵委員、議席番号9番曲淵俊之委員を指名いたします。事務局長に諸般の報告をさせます。
事務局長	それでは、本日の付議事項を朗読いたします。議案第40号農地法第5条の規定による許可申請について7件、議案第41号農地法第3条の規定による許可申請について10件、議案第42号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について6件、計23件でございます。以上、ご審議ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。 なお個人情報保護の観点から、申請者の住所、氏名、申請農地の所在地等の朗読は省略いたしますので、詳細につきましては議案集をご覧くださいと思います。また、農地転用の案件で、立地基準と許可基準は、農地転用許可基準表の番号のみを申し上げますので、内容については一覧表でご確認いただきたいと思います。
議長	それではただいま報告のとおり、今回の付議事項は議案第

40号から第42号までの3議案23件でございます。なお、傍聴の方は自分の関係分が済めば随时お帰りになられて結構でございます。前もってお知らせをいたしておきます。これより審議を行います。議案集1ページ、議案第40号農地法第5条の規定による許可申請について整理番号1番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号1番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑2筆、面積は合計で313平方メートルです。現況は休耕地となっております。目的は駐車場です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の1ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、2ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、3ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が提出されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大30センチメートルの切土を行い、整地し、東側私有道路より出入口とする計画です。私道の所有者からは通行承諾書が添付されています。排水について、雨水のみで自然地下

浸透および越流分は西側の水路へ放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長から異議なしの意見書が添付されています。なお、隣接農地所有者の一部および区長から同意を得られていないことに対する経緯書が提出されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

整理番号1番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

阿部太委員 19番阿部です。この件につきましては私のほうから補足説明をさせていただきます。先ほど事務局から説明がありましたように、〇〇の駐車場を作りたいということなのですが、隣接の農家と区長さんからの同意が得られてないということでございます。3日の日に東部調査会で集まりまして現地を見させていただきました。特段意見書が出ておるような問題はないという判断をさせていただきました。山あいにある小さな〇〇の駐車場でございます。隣接する地域に多くの〇〇〇〇がいらっしやいまして、その方々から駐車場がほしいという要望があつて、今回提出をなされたというようなお話でございました。駐車場の横の川の護岸がきちんとなされてありまして問題ありませんし、また、現状のままで舗装も何もしてなくて駐車場を作ることですので、形状

の変更もないということでございますので、調査会としましては問題ないだろうという結論に達しました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集 1 ページ、整理番号 2 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号 2 番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑 1 筆、面積は 3 3 0 平方メートルです。現況は、休耕地になっております。目的は、一般住宅です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 4 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、5 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、6 ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額借入金で、金融機関の融資事前審査結果通知書が提出されています。転用については、許可後、速や

かに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、整地程度で現状のまま利用し、北側を除く周囲には、コンクリートブロックを新設し、北側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は自然地下浸透および越流分は北側の道路側溝へ流し、汚水も新設する排水設備を介して北側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が提出されています。

立地基準ですが、第1種農地の該当事項2番に該当します。許可の基準は7番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号2番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

吉田哲委員 17番吉田です。2日の日に現地調査をいたしまして、こらへんは、ずっと前から全部農地は宅地化しているわけですし、この周りももう農地はないという状態でして、皆さん何も問題はないということでございました。皆さんのご審議をよろしくお願いします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入り

ます。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集 1 ページ、整理番号 3 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号 3 番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑 1 筆、面積は 7 7 9 平方メートルです。現況は、〇〇畑となっております。目的は、資材置場および駐車場です。賃貸借権設定によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 7 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、8 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、9 ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が提出されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、整地程度で現状のまま利用し、北、東側はコンクリートブロックを新設、西側は既存分を利用し、南側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透お

	よび越流分は南側の既存道路側溝へ放流させる計画です。 隣接農地所有者、生産組合長および行政連絡員から異議なしの意見書が添付されています。 立地基準ですが、第3種農地の該当事項3番に該当します。許可の基準は1番となっております。 整理番号3番について説明を終わります。
議長	地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。
吉田哲委員	17番吉田です。ここは〇〇〇〇〇〇〇の真下という所でして、もう周りに農地はありませんので、何も問題はなかろうということでした。皆さんのご審議をよろしくお願いします。
議長	ほかに質疑や異議はございませんか。 (異議なしの声あり) 異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 (挙手全員) ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集2ページ、整理番号4番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。
農地係長	はい。議案書の2ページ、整理番号4番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田2筆、面積は4, 170平

方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、店舗用地です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の１０ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、１１ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、１２ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額、家屋移転補償金で、道路用地買収による物件移転補償契約書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、道路工事施工、道路占用許可申請、団地等造成、土地改良区施設占用許可申請、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大１．４メートルの盛土を行い、整地し、東、南側の一部にはＬ型擁壁、その他周囲にはコンクリートブロックを新設して土留めを行い、北側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は新設排水設備を介して北東側道路の側溝へ流し、汚水も新設排水設備を介して北東側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第１種農地の該当事項２番に該当します。許可の基準は５番となっており、土地の選定理由書が提出されています。

	整理番号４番について説明を終わります。
議長	地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。
宮崎太享委員	１１番宮崎です。８月２日に中部調査会で現地確認をし、資料のとおり不備がなかったことをここに報告します。ご審議のほどよろしくをお願いします。
議長	ほかに質疑や異議はございませんか。 （異議なしの声あり） 異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。 （挙手全員） ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集２ページ、整理番号５番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。
農地係長	はい。整理番号５番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑５筆、面積は合計で５，０２３平方メートルです。現況は、残土処分場になっております。目的は、残土処分場、一時転用です。使用貸借権設定によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の１３ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、１４ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、１５ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が添付されています。転用については、令和2年8月26日付で令和5年8月31日までの一時転用許可を受けていたが、残土処分の事業継続により引き続き2年間、令和7年8月31日までを一時転用する計画です。

行政関係の手続きについて、森林法による伐採の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、土留めを行いながら最大5メートルの盛土を行う計画で、東側道路からの出入口とする計画です。排水について、雨水は地下浸透および沈砂池から個人所有の水路へ流す予定で、排水承諾書が添付されています。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、農用地区域内農地の該当事項1番に該当します。許可の基準は3番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号5番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

宮崎隆広委員 15番宮崎です。2日の日に現地確認を行いました。ここは残土処分場として〇〇〇が残土を持ってきて、後に畑にするという計画だったと思います。調査会で現地確認をしたところ何も問題は今のところないだろうということになりました。

たので、皆さんの慎重審議のほどをよろしくお願いいたします。
す。

議長

ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集 2 ページ、整理番号 6 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号 6 番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑 8 筆、面積は 17,025 平方メートルです。現況は、休耕地となっております。目的は、太陽光発電設備です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 16 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、17 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、18 ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関の預金残高証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

	行政関係の手続きについて、団地等造成、森林伐採届、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響について、整地程度で現状のまま利用し、周囲にはフェンスを新設し、南および北側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透および越流分は東側敷地には貯水池を新設、中央市道の側溝へ放流させる計画です。 隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。 立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が提出されています。 整理番号6番について説明を終わります。
議長	地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。
宮崎隆広委員	15番宮崎です。2日の日に現地確認を行いました。ここは前の持ち主というか、亡くなられた方ですね、この方が前は〇〇〇〇〇〇だった所ですね。それでその後、処理に困り、あっせんの申出もあったみたいですが、その後太陽光ということを考えられたみたいです。中部調査会では何も問題ないだろうということになりましたので、皆さんの慎重審議のほどをよろしくお願いいたします。
議長	ほかに質疑や異議はございませんか。(古賀委員「はい。」) はい。古賀委員。
古賀由紹委員	古賀でございます。この案件にということでもないんです

けれども、よくですね、太陽光発電というのはエネルギー不足の中で大変貢献するという話がある一方で、パネルが何年もつんだらうかね、例えば15年とか20年とかそういう話なのかなと想像しますけれども、そうするとまたパネルを交換するなどして、ちゃんとしてくれるだろうか、そのパネルの処分も、技術的に可能なのか、経費的に可能なのか、そういう不安の声があるのも聞いております。今こういう太陽光パネルの処分について、行政的な何か指導といいますか、そういうのがございましたら、事務局から教えていただければ幸いです。以上でございます。

議長

はい。事務局のほうから説明をしてください。

農地係・槻木

はい。一応行政の対応としましては、令和4年の8月ぐらいに唐津市の環境課のほうで太陽光の設置の指導要綱というのがありまして、設置区域とその周辺地域の災害とかですね、あと生活環境と自然環境の保全に取り組むという名目で太陽光発電の所は届出を行ってもらっています。で、ある程度その指導要綱に則ったかたちで、注視できるのかなというふうには思っております。

議長

ただいまの事務局の説明でよろしいでしょうか。（古賀委員「はい。」）はい。ほかに皆さんのほうから、ご意見ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、

挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集 3 ページ、整理番号 7 番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

議案書の 3 ページ、整理番号 7 番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田 7 筆、面積は合計で 7, 9 7 8 平方メートルです。現況は、荒廃地になっております。目的は、残土処分場、一時転用です。使用貸借権設定によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の 1 9 ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、2 0 ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、2 1 ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、金融機関からの預金残高証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、道路工事施工、法定外公共物（里道、水路）改築の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、最大 9. 5 5 メートルの盛土を行い、整地し、石積擁壁および土羽の法面保護を行い、北側道路から出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透および越流分は新設する排水設備および 2 か所の沈砂池を

通り、北側の既存水路へ放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、農用地区域内農地の該当事項 1 番に該当します。許可の基準は 3 番となっております。

整理番号 7 番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

宮崎太享委員 はい。11 番宮崎です。8 月 2 日に中部調査会のほうで現地を確認し、資料のとおり更地計画を立てていることを聞き、中部調査会のほうで大丈夫だろうということです。審議のほどよろしくお願いします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。次に議案集 4 ページ、議案第 41 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題とします。整理番号 1 番から議案集 5 ページの整理番号 10 番までの 10 件については一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

議案書の４ページをご覧ください。今回の案件は、所有権の移転に関する案件のみで合計１０件です。申請人の住所、氏名、申請農地および申請の事由等については、議案書記載のとおりです。お手元の調査書１ページから５ページをご覧ください。調査書に記載しておりますとおり、農地法第３条第２項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長

それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

本案について質疑や異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。ここでしばらく休憩をとりたいと思います。それでは再開を１５時３０分から再開いたします。

～～～～～～～○～～～～～～～

１５時２０分 休憩

１５時３０分 再開

～～～～～～～○～～～～～～～

議長

お揃いのようにございますので、会議を再開いたします。
議案集 6 ページ、議案第 4 2 号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について（利用権）を議題とします。整理番号 1 番から議案集 7 ページ整理番号 6 番については一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長

それでは説明をいたします。旧農業経営基盤強化促進法第 1 5 条第 1 項の規定による農用地の利用調整の結果、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められたので、市長に対し要請をするものです。貸付人、借受人の住所、氏名、申請農地および設定する利用権の内容等については、議案書記載のとおりです。権利の種類は 6 件すべて賃借権です。面積は合計で 9, 8 0 9 平方メートルです。計画要請の内容は、旧農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件、具体的には、地域の担い手であること、農地を全部効率的に利用できること、農業に常時従事すること、以上を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長

それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

本案について質疑や異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決しました。以上をもちまして、議案第40号7件、議案第41号10件、議案第42号6件、計3議案23件は、いずれも原案どおり可決をいたしました。皆さん長時間のご審議をいただきましてありがとうございました。